

広島高裁総第240号

令和8年5月8日

山中理司様

広島高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

別紙のとおり申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
別紙の「司法行政文書の名称等」欄記載のとおり
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課文書第二係 電話082(221)2411 (内線3250)

(別紙)

## 司法行政文書開示請求書

令和8年4月10日

広島高等裁判所事務局総務課 御中



〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

### 1 司法行政文書の名称等

広島高裁第4部書記官室の電話番号(082-221-2509)を廃止又は着信拒否設定した際に作成し、又は取得した文書

### 2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。